

Q2-5.営業代理人の意義および設置手続について教えてください。

外国企業が、台湾において営業を行うためには、通常は支店を設立したり、工事事務所を設置しますが、営業代理人という制度を利用することもできます。営業代理人は、次のように定義されています(所得税法第 10 条)。

1. 購入業務の代理を行うと共に、経常的にその代理する事業を代表して商談と契約締結の権限を有する者
2. 経常的にその代理する事業の商品・製品を保管し、かつ代理する事業を代表してその商品・製品を他人に納品する者
3. 経常的にその代理する事業のために発注・受注を行う者

営業代理人を設置するには、税務当局に申請し承認を受けなくてはなりません。営業代理人は、法人税、営業税その他の税金に関し、代理申告または源泉徴収の義務を負います。

営業代理人の設置手続概要

項目	管轄官庁	所要時間
外国企業の台湾における営業代理の申請	税務当局	2 週間
必要書類等		
1 申請書、②営業代理人への授権書(要公証および認証)、その中国語訳、②本国における会社登記簿謄本または抄本(要認証)、その中国語訳、③営業代理人の承諾書、④営業代理人の会社登記資料(変更登記表)		